

○内閣府令第三号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百四十三号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、家庭用品品質表示法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（家庭用品品質表示法施行規則の一部改正）

第一条 家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「~~長~~」を「~~冊~~」に改める。

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和六十一年通商産業省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

様式第二から様式第四までの様式中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に、「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

様式第五及び様式第六中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

様式第七中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に、「~~㊦~~○~~㊦~~」を「○~~㊦~~」に改める。

様式第八中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に、「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

様式第九中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に、「~~㊦~~○~~㊦~~」を「○~~㊦~~」に改める。

(健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正)

第三条 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十七号

)の一部を次のように改正する。

様式第九号中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

(食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改

正)

第四条 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「~~表~~」を「~~表~~」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。